平成２９年（フ）第１６０号
滋賀県湖南市菩提寺北６丁目３番18号
債務者　松浦　拓司
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
大津市和邇中浜478番地の１　プレマジュール志賀202号、事業所所在地大津市和邇中27番地の３
債務者　岩崎鍼灸治療院こと　岩崎　　功
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７７号
滋賀県草津市追分５丁目９番６－105号　シャローム追分、前住所滋賀県草津市下笠町98番地６、（事業所所在地）滋賀県草津市野村２丁目11－19
債務者　やきとり一番草津駅西店こと　東　英明
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７８号
大津市西の庄15番57号　２棟505号
債務者　北村　徳利
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８２号
滋賀県守山市守山１丁目１番10号
債務者　ＷＩＮＥ＆ＤＩＮＥこと　小林　一美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８３号
滋賀県守山市守山１丁目１番10号
債務者　小林二三子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２１号
広島市東区馬木６丁目2568番地１　205号
債務者　奥村　是清
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５１３号
広島市中区住吉町16番24―1203号
債務者　熊田千奈美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８号
広島県三原市幸崎渡瀬21番16号
債務者　秋山　直子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第５９号
広島県三原市城町２丁目９番１―1301号
債務者　辻原　繁雄
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１９号
広島県安芸高田市吉田町常友1205番地１　市有常友住宅１―203
債務者　井上ヒデ子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第７７号
山口県下関市彦島本村町７丁目22番５号
債務者　水樽　盛秀
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
愛媛県松山市千舟町２丁目１番地17　メローハイツ302号
債務者　横久　義彦
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
愛媛県伊予市下吾川1973番地13　コスモ新川506号
債務者　沖田　英治
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
愛媛県松山市古川北４丁目17番22号　カントリーハウス椿Ⅰ303号
債務者　坂本美由紀
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４号
愛媛県新居浜市萩生2443番地の１
債務者　永峰佐友里
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２号
高知県安芸市土居691番地
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係